

# 枚方フェスティバル協議会 規約

2012年2月2日改正版

# 枚方フェスティバル協議会 規約

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この団体は、枚方フェスティバル協議会（以下「協議会」という）という。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を大阪府枚方市内に置く。

(協議会の目的)

第3条 協議会は、市民まつりを主催する団体の活動を支援するとともに、市民が主体的に参画できる環境の整備を行い、「まつり」を通して市民一人ひとりが、地域（まち）の文化・歴史・伝統に触れ理解し、誇りあるまち枚方を発信する担い手となることを目的とします。

(事業の種類)

第4条 協議会は、次の事業を行う。

- (1) 市民まつり主催団体の運営を支援する事業
- (2) 各種市民まつりに関する情報収集・提供及び調査研究事業
- (3) 市民まつり主催団体相互及び民・官・産・学との連携、協働事業
- (4) 市民に対し、市民まつりへの参画を促進する事業
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

(会員の種別)

第5条 協議会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員 協議会の目的に賛同し、実際に市民まつりを主催し運営を行う5名以上で構成される団体。ただし、正会員より推薦された団体は除く。  
正会員の団体は、協議会の議決権を持つ代表者を選出し、協議会に報告する。
- (2) 賛助会員 協議会の目的に賛同し協力するため入会した個人又は企業、団体で、総会で議決権を有しない会員。

2 前項の他に役員会において、その他の会員にかかる事項を定めることができる。

(入 会)

第6条 協議会の正会員又は賛助会員になろうとする者は、別に定める入会申込書及び各資料を会長に提出しなければならない。

- 2 運営委員会は別に定める入会審査基準に基づき入会審査を実施し、役員会に上程する。
- 3 役員会は、正会員又は賛助会員の入会申込みについては、第3条に定める協議会の目的に賛同し、第4条に定める事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り、入会を承諾し、入会申込者に対しこれを通知するものとする。役員会が入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって申請者にその旨を通知しなければならない。

(会員の責務)

第7条 会員は現実的な目的と市民の誰もが参加できる内容を有する事業や活動を行うこと。

- 2 会員は協議会事業には積極的に参加し、協議会事業に対し、人的または物的支援に努めること。
- 3 会員は会費の納入を必要としない。

(退 会)

第8条 会員は、役員会において別に定める退会届を役員会に提出し、任意に退会することができる。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
  - (1) 会員である団体・企業が解散したとき。
  - (2) 個人会員の場合は、本人の死亡又は本人が失踪宣告を受けたとき。

(除名)

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、役員会においてこれを除名することができる。ただし、その会員に対しあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う役員会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 法令及びこの規約又は規則等に反したとき。
  - (2) 協議会の名誉を棄損し、秩序を著しく害し、又は公序良俗に反する行為をしたとき。
  - (3) 協議会の目的に反する行為をしたとき。

### 第3章 役員

(役員の種類・定数及び選任)

第10条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 1名
  - (3) 理事 4名
  - (4) 運営委員 若干名
  - (5) 会計監査 2名
  - (6) アドバイザー 若干名
- 2 役員は、次の方法により選任する。
- (1) 会長は、理事の互選において選任する。
  - (2) 副会長は、会長の指名により置く。必ずしも理事から指名する必要はないが、就任後は理事と同等の議決権を持つことができる。
  - (3) 理事は、協議会の発起団体である特定非営利活動法人枚方文化観光協会、北大阪商工会議所、社団法人枚方青年会議所、枚方市の4団体からそれぞれ1名を推薦し、選任する。ただし就任後、会長もしくは副会長に就任した場合はその職を失う。
  - (4) 運営委員は、正会員の議決権を持つ代表の中から会長が任命する。
  - (5) 会計監査は、他の役員又は協議会の職員を兼ねることはできない。
  - (6) アドバイザーは、会長の指名により置くことができる。

(役員職務)

第11条 会長は、協議会を代表し、その業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故があったとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、役員会の議決権を持ち、この規約の定めに基づき、この会の必要な職務を行う。
- 4 会計監査は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 協議会の財産の状況、予算が適正に管理、又は執行されているかを監査すること。また、これらを把握するため、必要に応じて、帳簿等をはじめ協議会が所有するすべてのものを確認することができるものとする。
  - (2) 前号の規定による監査の結果、協議会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
  - (3) 前号の報告をするために必要がある場合には、会長に対して総会の招集を請求し、又は、自ら総会を招集すること。
  - (4) 理事・運営委員の業務執行の状況又はこの会の財産の状況について、理事・運営委員に意見を述べ、必要により役員会・運営委員会の招集を求め、又は、自ら役員会・運営委員会を招集すること。
- 5 アドバイザーは、協議会の事業に対し意見を述べるることができる。

(任期及び欠員補充)

- 第12条 役員任期は、総会に始まり、次の総会で終わる。但し、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
  - 3 役員に欠員が出た場合は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第13条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、弁明の機会を与えた上で、出席者の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員報酬)

- 第14条 役員は、無報酬とする。
- 2 役員には、その職務執行に必要な費用を弁償することができる。
  - 3 前項の費用弁償に関して必要な事項は、役員会を経て別に定める。

(名誉会長及び特別顧問)

- 第15条 協議会に、名誉会長及び特別顧問を置くことができる。
- 2 名誉会長には枚方市長に、特別顧問には枚方市議会議長に就任いただく。
  - 3 その他、追加の必要がある場合には、役員会で別に定める。

## 第4章 総会

(総会の構成)

- 第16条 総会は、協議会の最高の意思決定機関であって、役員及び正会員をもって構成する。
- 2 総会は、定時総会と臨時総会とする。

(総会の権能)

- 第17条 総会は、法令又はこの規約に定めるもののほか、次の事項について議決する。
- (1) 事業報告及び収支決算の承認
  - (2) 事業計画及び事業予算の承認
  - (3) 役員を選任及び解任
  - (4) その他、役員会において、協議会の運営上重要であると認め付議した事項

(総会の開催)

- 第18条 定時総会は、毎年、1回開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
    - (1) 役員会が必要と認め招集の請求をしたとき。
    - (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
    - (3) 会計監査が第11条第4項第(3)号の規定により招集したとき。

(総会の招集)

- 第19条 総会は会長が招集する。但し第11条第4項第(3)号後段の規定による場合は、この限りではない。
- 2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。
  - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、10日前までに招集通知を発しなければならない。

(総会の議長)

- 第20条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第21条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第22条 総会における議決事項は、第19条第3項によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議決事項は、この規約で定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 3 総会の議決において、特別の利害関係を有すると議長が認めた正会員は、その議決に加わることができない。

(総会における書面表決等)

第23条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の規定により委任した場合は、その正会員は出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第24条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を議長において作成する。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員の現在数
  - (3) 出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。）
  - (4) 審議事項及び議決事項
  - (5) 議事の経過の概要及びその結果と議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名押印し、事務所に保存する。

## 第5章 役員会

(役員会の構成及び権能)

第25条 役員会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

- 2 役員会は、この規約で定めるもののほか次に掲げる事項を議決する。
  - (1) 総会の議決した事項の協議会の方向性に関する事項
  - (2) 総会に付議すべき事項
  - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(役員会における書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人を出席させ表決を委任することができる。

(会議の議事録)

第27条 役員会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を事務局において作成する。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 出席者
  - (3) 審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した役員の中から選任された議事録署名人が、議長とともに署名押印し、事務局にて保存する。

(役員会の開催)

第28条 役員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事の現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面によって招集の請求があったとき。

(3) 第11条第4項第(4)号の規定により会計監査から招集の請求があったとき。

(役員会の招集)

第29条 役員会は、会長が招集する。但し、第11条第4項第(4)号の規定により会計監査が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第2項第(2)号の規定による請求があったときは、すみやかに役員会を招集しなければならない。

3 会長が役員会を招集するときは、会議に付議すべき事項並びに日時及び場所を示して、開催日の3日前までに、理事及び会計監査に対し、文書をもって招集通知を発しなければならない。但し、全役員の同意があるときは、この手続を経ずに招集することができる。

(役員会の議事等)

第30条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。但し会長に支障があるときは、副会長又は会長が指名する者がこれにあたる。

2 役員会は、理事の現在数の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

3 役員会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会計監査、名誉会長、特別顧問は、役員会に出席して意見を述べることができる。

## 第6章 運営委員会

(運営委員会)

第31条 協議会には、事業の円滑な遂行を図るため、役員会を経て、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の設置及びその業務に関する規定は、役員会を経て別に定める。

3 委員会の委員長は、副会長がこれにあたる。

4 委員会は、この規約で別に定めるもののほか次に掲げる事項を議決する。

(1) 役員会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 役員会に付議すべき事項

(3) その他役員会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(委員会の開催)

第32条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長、役員会もしくは委員長が必要と認めたとき。

(2) 運営委員現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面によって招集の請求があったとき。

(委員会の招集)

第33条 委員会は委員長が招集する。

2 委員長は、前条第1項2号の規定による請求があったときは、すみやかに委員会を招集しなければならない。

3 委員長が委員会を招集するときは、会議に付議すべき事項並びに日時及び場所を示して、開催日の3日前までに、運営委員に対し、文書をもって招集通知を発しなければならない。但し、全委員の同意があるときは、この手続を経ずに招集することができる。

(委員会における書面表決等)

第34条 やむを得ない理由のため委員会に出席できない運営委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

(委員会の議事等)

- 第 35 条 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。但し委員長に支障があるときは、副委員長又は委員長の指名する委員がこれにあたる。
- 2 委員会は、運営委員現在数の過半数以上の出席がなければ開催することができない。
  - 3 委員会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除くほか出席した過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 4 総会の議決において、特別の利害関係を有すると議長が認めた運営委員は、その議決に加わることができない。
  - 5 第 24 条の規定は委員会の議事に準用する。

## 第 7 章 資産、会計及び事業計画

(資産の構成)

- 第 36 条 協議会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 財産目録に記載された資産
  - (2) 寄付金・協賛金及び助成金
  - (3) 事業に伴う収入
  - (4) 資産から生じる収入
  - (5) その他の収入

(資産の管理及び支弁)

- 第 37 条 協議会の資産は、役員会を経て、会計が管理する。
- 2 協議会の経費は、資産をもって支弁する。

(会計)

- 第 38 条 会計は、1 名とし、簿記その他会計事務に関し識見を有する者のうちから役員会において選任する。ただし、他の役員又は協議会の職員を兼ねることはできない。
- 2 会計は、協議会の資産の管理その他協議会の会計をつかさどる。

(事業計画及び予算)

- 第 39 条 協議会の事業計画及び予算は、役員会を経て総会の承認を得る。

(予備費の設定及び使用)

- 第 40 条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。
- 2 予備費を使用するときは、役員会の承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

- 第 41 条 会長は、毎事業年度終了後 3 か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書を作成し、会計監査の監査を経て、総会の承認を得なければならない。
- 2 会計の決算上、剰余金が生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとし、会員その他に分配してはならない。

(事業年度)

- 第 42 条 協議会の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる。

## 第 8 章 事務局

(事務局の設置)

- 第 43 条 協議会、委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

- 3 事務局の職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する事項は、委員会において定める。

(書類及び帳簿の備置き)

第44条 事務局は事務所に、規約並びにその認証及び登記に関する書類の写しを備え置かなければならない。

- 2 事務局は、毎事業年度始めの3か月以内に、前年度に係る次の書類を作成し、これらを、その翌々年度の末日までの間、事務所に備え置かなければならない。
  - (1)前年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表及び収支計算書役員名簿(前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所を記載した名簿)
  - (2)前事業年度において正会員であった10名以上の者の氏名(法人にあってはその名称及び代表者氏名)及び住所又は居所を記載した書面

(書類及び帳簿の閲覧)

第45条 協議会は、会員及び利害関係人から前条の備付け書類の閲覧請求があったときは、正当な理由のない限りこれに応じなければならない。

## 第9章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第46条 この規約の変更は、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を得なければ変更できない。

(解散)

第47条 協議会は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て解散する。

- 2 協議会の解散時には、その資産・財産の全てを、総会にて決議された団体又は枚方市に寄贈する

## 第10章 雑則

(委任)

第48条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、役員会を経て、会長が別に定める。

附 則

本規約は、2005年4月15日より施行する。

附 則〔2005年7月15日 改正〕

本規約は、2005年7月15日より改正施行する。

附 則〔2006年2月16日 改正〕

本規約は、2006年2月16日より改正施行する。

附 則〔2008年2月28日 改正〕

本規約は、2008年2月28日より改正施行する。

附 則〔2012年2月2日 改正〕

本規約は、2012年2月2日より改正施行する。